

2. 痩身目的等のオンライン診療トラブル

ーダイエット目的で数か月分の糖尿病治療薬が処方される「**定期購入トラブル**」が目立ちますー

痩身目的等のオンライン診療に関する相談では、処方薬、副作用の説明や基礎疾患の問診が十分でないまま、初診時に数か月分の処方薬が処方されるなど、厚生労働省が作成した「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が遵守されていないケースや、処方薬の定期購入の中途解約に一定の条件がある場合であってもその説明が不十分なケースが見られます。今後、オンライン診療の機会が増加し、消費者トラブルも増えることが懸念されることから、改めて消費者への注意喚起を行います。

◆◆◆相談事例◆◆◆

【事例1】オンライン診療で処方されたダイエット治療薬が糖尿病治療薬だった
・ネット通販でダイエットサプリを購入しようと思っていたときにオンライン診療を知った。医師の処方であれば安心だと思い、オンライン診療を受け、2種類の薬を処方された。支払いはコンビニ決済を選んだ。処方された薬を調べると糖尿病治療薬で副作用があることがわかった。自分には糖尿病歴がないため、不安になり、処方薬が届く前に解約の申し出をしたが、「1回目はキャンセルできない」と言われ、後日、薬が届いた。副作用の説明は受けておらず、1か月分で2万円を超え高額なので返品したい。 (2023年5月受付 40歳代 女性)



～その他、以下のような相談も寄せられています～

- 基礎疾患の問診が不十分なまま、処方薬を強く勧められた。
- 他の薬との飲み合わせや副作用の説明がなく、キャンセルもできない。
- 基礎疾患の問診がなく、処方された薬で副作用が出た。
- 処方薬が意図せず定期購入になっていた。
- オンライン診療サイトの運営事業者と医師（クリニック）の役割が判然としない。



◆◆◆消費者へのアドバイス◆◆◆

- 痩身目的等のオンライン診療を受診するときは、処方薬も含めて**医師からしっかり説明を受けましょう。**
- 糖尿病治療薬は痩身目的の使用に関して安全性と有効性は確認されていません。
- 解約条件等について**申し込み前によく確認しましょう。**
- トラブルにあった場合は、**消費生活センター等に相談しましょう。**

***消費者ホットライン「188(いやや!)」番**

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

【啓発資料】

痩身目的等のオンライン診療トラブルーダイエット目的で数か月分の糖尿病治療薬が処方される「定期購入トラブル」が目立ちますー

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20231220_1lf.pdf

(出典)独立行政法人 国民生活センターHP 発表情報 [2023年12月20日公表]

痩身目的等のオンライン診療トラブルーダイエット目的で数か月分の糖尿病治療薬が処方される「定期購入トラブル」が目立ちますー

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20231220_1.pdf

●豊島区在住・在勤・在学の方の商品の購入や契約のトラブルなど、消費生活に関する相談は、豊島区消費生活センターで受け付けています。

【相談専用電話】 局番なし **188**(全国共通ダイヤル) または

03-3984-5515(豊島区消費生活センター) 詳しい内容は↓

<https://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/021970.html>

●発行・問い合わせ先:豊島区生活産業課消費生活グループ TEL:03-4566-2416